

千葉県男女共同参画県民フェスタ ワークショップ参加団体募集要領

令和6年8月6日

1 募集の趣旨

本県の男女共同参画社会づくりに向けた機運を高め、県民に男女共同参画への理解を深めていただくとともに、男女共同参画に取り組む民間団体に活躍する場を提供する千葉県男女共同参画センター（以下「センター」という。）主催「千葉県男女共同参画県民フェスタ」（以下「フェスタ」という。）の開催にあたり、男女共同参画に関する活動発表や県民の気付きの場となるワークショップの出展団体を募集する。

2 開催日時・会場

(1) 開催日時

令和7年1月13日（月・祝） 11：30～15：30

(2) 会場

千葉市生涯学習センター研修室（〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7）

3 ワークショップの内容等

(1) 実施形態

男女共同参画の活動を実施している団体が参加し、ワークショップを行う。

(2) 内容

次のいずれかの分野に関する内容であること。なお、営利目的のものや、宗教活動又は政治活動に関する内容、公序良俗に反する内容が含まれている場合は対象外とする。

- ア 男女共同参画の基礎
- イ ワーク・ライフ・バランス
- ウ DV・セクハラなどの人権侵害防止
- エ 防災や防犯と男女共同参画
- オ まちづくりと男女共同参画
- カ 高齢社会と男女共同参画
- キ 子育てと男女共同参画
- ク 職場における女性の活躍
- ケ その他、男女共同参画に関連するもの

(3) 設営と撤去

ワークショップ実施に係る資材等は、出展団体が会場に持参し設営する。

なお会場には机・椅子があるほか、設営及び撤去時は運営スタッフによる補助が可能。設営及び撤去やその他当日の活動については会場責任者の指示に従う。

4 募集团体数

3団体程度（ワークショップの内容等により団体数は前後する）

5 応募資格

次の要件を満たす団体とする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っている団体であること。
- (2) 活動拠点が千葉県内にあること。
- (3) 裁判等係争中の案件に関わっていないこと。
- (4) 暴力団等ではないこと。暴力団若しくは暴力団員の統率下にある団体でないこと。
- (5) 法令に違反した活動を行っていないこと。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和6年9月6日（金）正午まで【必着】

(2) 応募書類

(別紙様式1) ワークショップ応募用紙

(別紙様式2) 応募団体の概要

※応募書類は、千葉県ホームページ・男女共同参画センターからダウンロード可能。

(3) 応募方法

メール、ファックス、郵送又は持参

(4) 応募・問合せ先

千葉県男女共同参画センター

〒260-0001 千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎1階

電 話：043-420-8411

F A X：043-420-8581

E-mail：kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

7 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 応募資格を満たしていない者が応募したとき。
- (2) 提出期限を過ぎて応募書類を提出したとき。
- (3) 応募書類について、重大な記載不備や虚偽の記載があったとき。
- (4) その他、審査の公平性を害する行為や、応募にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

8 審査

応募期間経過後に書類審査を行い、参加の可否について、応募のあった全ての団体に対して速やかに通知する。

9 費用負担

ワークショップ参加にかかる費用は参加団体の負担とする。

ただし、講師謝礼として1団体あたり3万円（税込）を支払う。

10 その他

ワークショップ出展団体は、当日は名札を着用するなど、参加団体であることがわかるよう工夫する（名札はセンターから貸出可能）。

なお、今回のワークショップに参加したことをもって、県が団体等を認証するものではない。